

内部統制基本方針

当行は、会社法及び会社法施行規則並びにトモニホールディングス株式会社との間で締結されたグループ経営管理契約に基づき、以下のとおり、当行及び連結子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) グループ経営管理契約の締結

取締役会は、トモニホールディングス株式会社が定めるグループ経営管理のためのグループ会社管理規程及び各種グループ基本方針等を認識し、同社とグループ経営管理契約を締結する。

(2) 取締役会及び監査役の設置

当行の子会社は、業務の決定及び執行についての相互監視が適正に行われるように、取締役会及び監査役を設置する。また、当行の取締役会は、当行の取締役を子会社の取締役又は監査役に派遣し、子会社における業務及び財務の状況を定常的に監督する。

(3) 関係会社管理規程の制定

取締役会は、子会社の経営の自主性を尊重しながら、その事業目的の達成及び発展のための情報交換や適切な指導、支援を行うため、関係会社管理規程を制定する。

(4) 子会社統括部門による管理

取締役会は、子会社統括部門を設置し、子会社統括部門は、子会社から適時に業務及び財務の状況の報告を受け、子会社の統括的な管理を行う。

(5) 財務報告に係る内部統制の体制整備・運用

取締役会は、公平かつ適時・適切な財務報告に係る内部統制の重要性について認識し、トモニホールディングス株式会社が定める財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、当行グループの財務諸表等に係る信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を実施する。

(6) 自己資本管理方針の制定

取締役会は、自己資本の充実により、当行グループの業務の健全かつ適切な運営及び経営体質の一層の強化を図るため、自己資本管理方針を制定し、管理態勢を構築する。

(7) グループ内取引等に関する管理

取締役会は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応等を行うとともに、リスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、適切な管理を行う。

(8) お客さま本位の業務運営に関する基本方針の制定

取締役会は、お客さまの資産形成及び資産運用のお役に立つため、お客さま本位の業務運営に関する基本方針を制定し、当行グループは、金融商品の販売業務におけるお客さま本位の取組みを実践する。

(9) 内部監査体制の整備

取締役会は、グループ経営管理契約並びに内部監査基本方針に基づいて、トモニホールディングス株式会社の内部監査部署により実施される当行グループ各社の業務執行状況等の監査を定期的に受け入れ、その適正化を図るために必要に応じて行われる提言等を業務の健全性・適切性の確保に活かす。また、トモニホールディングス株式会社の内部監査部署は、当行グループ各社の監査等委員会・監査役及び会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に資す

るよう努める。

2. 当行グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会の設置

当行は、すべての取締役で組織する取締役会を設置する。取締役会は、原則として毎月2回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

(2) 法令等遵守体制の整備

取締役会は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項として位置づけ、法令等遵守方針・規程等及びコンプライアンス・マニュアルの制定並びに周知を通じて、当行グループの役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。

(3) コンプライアンス委員会の設置

取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会は、当行グループのコンプライアンスに関する事項について審議・決定する。

(4) コンプライアンス統括部門の設置

取締役会は、コンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス統括部門は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導及びその進捗・徹底状況を一元的に管理する。

(5) コンプライアンス・プログラムの策定

取締役会は、事業年度ごとに、コンプライアンス態勢の構築を図ることを目的とし、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定する。

(6) 内部通報規程の制定

取締役会は、内部通報規程を制定し、当行グループの役職員が行内外に設置した通報窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

(7) 顧客保護等管理方針の制定

取締役会は、お客さまの保護及び利便性の向上を図るため、当行グループの顧客保護等管理方針を制定し、管理態勢を構築し、適切かつ十分なお客さまへの説明、お客さまの相談・苦情等への対応及びお客さま情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

(8) 反社会的勢力に対する基本方針等の制定

取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断するため、当行グループの反社会的勢力に対する基本方針を制定する。取締役会は、反社会的勢力対応部門を設置するとともに、反社会的勢力への対応規程を制定する。反社会的勢力対応部門は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との取引を排除するための取組みを行い、研修活動の実施、対応マニュアルの整備及び外部専門機関との連携等を行う。

(9) マネー・ローンダリング等防止方針の制定

取締役会は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止の重要性を認識し、適用となる法令等を遵守し、適切な措置を適時に実施するため、当行グループのマネー・ローンダリング等防止方針を制定し、機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を構築する。

(10) 内部管理態勢の適切性と有効性の検証

トモニホールディングス株式会社の内部監査部署は、当行グループのコンプライアンス態勢等を

含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、その結果を定期的又は必要に応じて当行の取締役会及び監査等委員会に報告する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理

当行は、文書及び記録の管理に関する各規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存及び管理するものとし、取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

4. 当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 統合的リスク管理方針の制定

取締役会は、当行グループの経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、統合的リスク管理方針を制定する。

(2) 統合的リスク管理規程等の制定

取締役会は、統合的リスク管理規程・各種リスク管理規程を制定し、各種リスクを認識したうえで、リスクの種類・範囲を特定することで、リスク管理を適正に行う。

(3) リスク管理委員会の設置

取締役会は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会は、各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議・決定する。

(4) リスク管理統括部門の設置

取締役会は、リスク管理統括部門を設置し、リスク管理統括部門は、リスク管理の状況をモニタリングし、各種リスクを統括管理する。

(5) 危機事態における態勢の整備

取締役会は、不測の事態や危機の発生時に当行グループの事業の継続を図るため、事前対応やトモニホールディングスグループ内の連携態勢を含む緊急事態発生時の対応等を定めた業務継続計画（BCP）及び各種対応マニュアルを制定し、危機管理態勢を整備する。

(6) リスク管理態勢の適切性と有効性の検証

トモニホールディングス株式会社の内部監査部署は、当行グループのリスク管理態勢の適切性と有効性を検証し、その結果を定期的又は必要に応じて当行の取締役会及び監査等委員会に報告する。

5. 当行グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画の策定・評価等

取締役会は、経営理念に基づき、経営計画を策定し、目指すべき姿、達成すべき目標及び業務執行の方向性を明確にするとともに、この経営計画に基づく具体的施策として、事業年度ごとの経営方針を策定し、その実施・進捗状況の評価等を適切に行う。

(2) 経営会議の設置

取締役会は、経営会議を設置し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議する。

(3) 執行役員制度の採用及び運用

取締役会は、執行役員規程を制定し、取締役（役付取締役を除く。）から執行役員を選任するとともに、行員から執行役員を選任し、執行役員は、取締役会及び代表取締役頭取の統括の下に、業務執行の責任者として職務執行を行うことにより、経営の意思決定から業務の執行までを迅速かつ円滑に進めるための態勢整備を図る。

(4) 分掌規程及び職務権限規程の制定

取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、分掌規程及び職務権限規程を制定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(1) 補助使用人の配置要請

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助使用人の配置を求めることができるものとする。

(2) 補助使用人の配置

取締役会は、前項の具体的な内容について、監査等委員会と協議の上、決定する。

(3) 補助使用人の独立性

取締役会は、補助使用人の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会と協議する等、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(4) 補助使用人に対する指示の実効性の確保

取締役会は、補助使用人への指揮命令に関し、補助使用人に対する指示の実効性の確保を定めた監査等委員会規程を尊重するものとする。

7. 当行グループの役職員が当行の監査等委員会に報告をするための体制

(1) 監査等委員会への報告

当行グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。また、当行グループの業務執行に関し重大な法令若しくは定款等の違反又は当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識した場合には、速やかに当該事実を監査等委員会に報告するものとする。

(2) 報告者の保護

当行グループは、当行グループの役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員の各種会議への出席

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席できるものとし、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

(2) 代表取締役との定期的な意見交換

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当行グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(3) 会計監査人等との連携

監査等委員会は、会計監査人、トモニホールディングス株式会社及び子会社の監査等委員会・監査役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

(4) 内部統制部門等との連携

監査等委員会は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門その他内部統制機能を所管する行内部署並びにトモニホールディングス株式会社の内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図る。

(5) 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

取締役会は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

附則

(施行期日)

この方針は、平成18年5月8日から施行する。

(改正)

平成18年6月29日に一部改正し、同日から施行する。

平成19年3月26日に一部改正し、同日から施行する。

平成20年3月24日に一部改正し、同日から施行する。

平成20年4月14日に一部改正し、平成20年3月31日に遡って施行する。

平成21年3月23日に一部改正し、平成21年3月31日から施行する。

平成22年3月29日に一部改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年6月7日に一部改正し、平成22年6月14日から施行する。

平成24年3月26日に一部改正し、同日から施行する。

平成25年3月25日に一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成26年4月14日に一部改正し、平成26年4月22日から施行する。

平成27年6月25日に一部改正し、同日から施行する。

平成29年4月24日に一部改正し、同日から施行する。

平成30年4月23日に一部改正し、平成30年5月1日から施行する。

平成31年3月25日に一部改正し、平成31年4月1日から施行する。